

公益社団法人日本地理学会「松本淳論文賞」取扱規程

2023年12月

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下、本学会とする）寄付金等取扱規程第2条（3）に規定する特別寄付金として、松本淳会員から寄贈された資金を原資に設置された賞に関して必要事項を定めるものである。

(賞の名称と対象)

第2条 賞の名称は「松本淳論文賞」とする。本賞は、松本淳会員による寄贈の趣旨に沿い、気候及び気候変動・気候変化、環境変動・環境変化に関する優れた英文論文を発表した若手及び中堅の個人を対象とする。

2 対象となる論文は、当該年度の6月から遡る過去3か年の期間に受理されたものとする。

3 受賞者は、当該年度4月1日時点における本学会会員に限る。受賞者の数は、毎年一人程度とする。

(寄付金の開始と終了)

第3条 本賞は、2024年4月1日に開始し、本賞の残額がなくなり次第終了する。

(委員会)

第4条 受賞候補者を選考するために、日本地理学会各種委員会規程に基づく各種委員会として、松本淳論文賞受賞候補者選考委員会（以下、委員会という。）を設ける。

(選考)

第5条 委員会は、定款第4条（4）及び本規程第2条の趣旨に基づいて受賞候補者を選定する。

2 委員会は、専門委員会等に参考意見を求めることができる。

3 委員会は、選考結果を、理由を付して理事会に答申する。

(表彰)

第6条 受賞者には、賞状と副賞（10万円）を授与する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会が行う。

付則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は 2023 年 12 月 9 日から施行する。